

委 託 契 約 書(案)

地方独立行政法人 秋田県立療育機構 理事長 島 田 洋 一 (以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)とは、秋田県立医療療育センター
食事提供(患者給食)業務(以下「委託業務」という。)について次のとおり委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、患者等の食事の提供業務が、患者に対する治療行為の一環であることを認識の上、
別記秋田県立医療療育センター食事提供(患者給食)業務委託仕様書(以下「業務仕様書」とい
う。)に基づき委託業務を遂行する。

第2条 甲は、甲のセンター内に設置する栄養管理委員会に必要な応じて乙を参加させるなど乙と定
期的に給食内容等について協議を行うものとする。

第3条 乙は、甲のセンター内における乙の責任者として患者給食受託責任者を配置する。

(委託業務の種類)

第4条 甲が乙に委託する業務及び経費の負担区分は、業務仕様書のとおりとする。

(委託期間)

第5条 この契約による委託期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(委託料)

第6条 委託料については下記内訳の管理費及び食料単価に食事実績数量を乗じ消費税を加えた額と
する。

2 食料費については、1日1食毎に喫食したものを実績により支払うものとし、単価は、1日全
食1,050円、朝250円、昼450円、夕350円とする。なお、育児用ミルクのみ提供の場合並びにL-3
アキア等の半消化態栄養剤については実費とし、生活介護に係る食料費については、昼食のみ
であるため単価450円、児童発達支援センターで提供する昼食については対象が乳幼児であるため単
価350円とする。(以上、取引に係る消費税額及び地方消費税額は含まず)

3 管理費については、月額 円とする。(取引に係る消費税額及び地方消費税額は
含まず)

4 消費税については、請求毎に総額に対し10%課税し、支払うものとする。

5 乙は、毎月10日までに前月に処理した委託業務に関する実績報告書及び委託料請求書を甲に提
出するものとする。

6 甲は、前項の実績報告書及び委託料請求書が正当であると認めるときは、実績月の翌月末に乙に対し、委託料を支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を地方独立行政法人秋田県立療育機構契約事務取扱規程により免除する。

(業務遂行上の注意事項)

第8条 食材の仕入れ及び保管・管理に当たっては、品質、鮮度、衛生状態等について十分に留意すること。

第9条 乙は甲の定める配膳時間、下膳時間を遵守し、適時・適温給食に努めること。

第10条 乙は業務仕様書に基づき、検食用及び保存用の食事を用意すること。

第11条 乙は乙の従業員が関係法令その他甲の定める規定に違反することのないよう十分に留意すること。

(調査等)

第12条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(従業員)

第13条 乙は、業務仕様書に基づき委託業務に必要な従業員を確保しなければならない。

乙は、止むなく従業員を変更しようとするときは、業務の質の低下を招かないよう配慮すること。

第14条 乙は給食による事故防止のための衛生管理に万全を期すとともに、乙の従業員の健康管理に努めなければならない。

(業務の代行)

第15条 乙は火災、労働争議、業務停止等の事情によりその業務の全部または一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ業務の代行者として (以下「丙」という。) を 指定しておくものとする。乙の申出により甲が委託業務の代行の必要性を認めた場合は、丙は乙に代わってこの契約書の規定に従い業務を代行しなければならない。ただし、この場合であっても、乙の義務は免責されるものではない。

(設備の貸与及び保守)

第16条 甲は乙に対し、業務仕様書に基づく甲の給食施設の使用を許可し、設備を無償で貸与するものとする。

- 2 貸与された給食設備は、良好な管理のもとに使用しなければならない。
- 3 乙が給食設備を持ち込む場合は、事前に甲の許可を得るものとする。
- 4 乙は使用を許可された給食施設及び貸与された給食設備に修理等が生じたときは甲に申し出ることとし、甲が必要性を認めたときは甲の責任において修理するものとする。

(事故等に対する対処)

第17条 乙は当該職場の秩序を守り、火災、盗難等の防止及び労働安全に努めなければならない。

(損害賠償)

第18条 乙は、乙の本業務の履行に起因して、万一食中毒あるいは赤痢等伝染病を発生せしめ、その他第三者に損害を与えた時は損害賠償の責を負い、また乙の責に帰すべき事由により、甲の施設その他を滅失、棄損等した時は、乙がその損害の賠償をする責を負うものとする。

(個人情報等の安全管理等)

第19条 乙及び乙の従業員は、業務上知り得た業務内容及び甲の患者、職員に関する秘密は他に漏らしてはならない。

また、乙は取り扱う個人のデータの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(権利等の譲渡の禁止)

第20条 乙は、本契約により生じた権利、義務及びその他一切の権限を第三者に譲渡してはならない。

また、業務の代行を除き再委託、貸与された施設・設備の転貸をしてはならない。

(業務完了報告)

第21条 乙は、委託業務完了後速やかに、委託業務に関する業務完了報告を書面により、甲に行うものとする。

(解除等)

第22条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。
- (3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

2 乙は、前項第1号の規定によりこの契約を解除された場合において、これにより甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

3 第1項第2号及び第3号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

(契約の費用)

第23条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第24条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 秋田市南ヶ丘一丁目1番2号
地方独立行政法人 秋田県立療育機構
理 事 長 島 田 洋 一

乙

丙